

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年11月19日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度静岡県職員（土木、建築、獣医師、薬剤師）採用試験案内等制作業務委託

(2) 業務内容

静岡県職員採用試験の土木、建築、獣医師、薬剤師職の受験者を確保するため、大学生を始めとする受験者層が就職先として静岡県に興味を持ち、採用試験を受験する動機付けとなるような、県職員（土木、建築、獣医師、薬剤師）採用試験案内等を制作する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

(4) 契約限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「広告代理」又は「映画・ビデオ制作」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 公告の日から企画提案のプレゼンテーション実施日までの間に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 管理技術者（映像プロデューサー）及び担当技術者（担当ディレクター）をそれぞれ配置すること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴

- 力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準

提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行い、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（県庁東館14階）
静岡県人事委員会事務局職員課
電話番号：054-221-2275 FAX：054-254-3982

(2) 委託業者選定要領の配布

ア 配布期間

令和3年11月19日（金）から令和3年12月8日（水）の正午まで

イ 配布場所

静岡県人事委員会事務局ホームページ上

https://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/r3_proposal.html

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

「令和3年度静岡県職員（土木、建築、獣医師、薬剤師）採用試験案内等制作業務委託業者選定要領」別紙「参加表明書」

イ 提出期限

令和3年12月1日（水）の午後5時まで（必着）

ウ 上記(1)まで提出（郵送又は持参）すること

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

「令和3年度静岡県職員（土木、建築、獣医師、薬剤師）採用試験案内等制作業務委託企画提案書作成要領」のとおり

イ 提出期限

令和3年12月8日（水）の正午まで（必着）

ウ 上記(1)まで提出（郵送又は持参）すること

(5) 企画提案のプレゼンテーション

ア 日時 令和3年12月10日（金）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁東館14階 三委員会会議室

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

5 その他

- (1) 詳細は、「令和3年度静岡県職員（土木、建築、獣医師、薬剤師）採用試験案内等制作業務委託業者選定要領」による。
- (2) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、静岡県人事委員会事務局職員課（〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号、電話番号：054-221-2275）とする。